

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

長島・大野・常松 法律事務所 ニューヨーク・オフィス

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

米国最新法律情報 2022年3月 No.72

欧州最新法律情報 2022年3月 No.11

ウクライナ危機アップデート

ロシアによる対抗措置から日本企業のロシア投資を護る投資協定

弁護士 小原 淳見

弁護士 塚本 宏達

弁護士 大沼 真

弁護士 達本 麻佑子

弁護士 茨城 雄志

外国法事務弁護士（ドイツ法） Axel Kuhlmann

Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士 Annia Hsu

はじめに

ロシアは、ウクライナへの軍事侵攻に対する各国の経済制裁に対抗するため、主に制裁発令国の企業に対する対抗措置を次々と発令しています。取引制限、外貨輸出規制、ロシアルールによる債務返済の容認に加えて、ロシアにおける事業の停止・撤退を決定した外資企業の資産を接収する方針が報道されています。詳細は、当事務所の米国最新法律情報 No.71/欧州最新法律情報 No.10 及び今後の Newsletter をご参照下さい。これらのロシアの対抗措置から日本企業の投資を護るのが、まさに投資協定です。日本とロシアの間には、2020年5月27日に発効した投資協定があります（日露投資協定）。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、2014年のクリミア「併合」に遡ります。2014年のロシアによるクリミア「併合」でロシアに資産を事実上接収されたウクライナの企業は、まさに投資協定に基づきロシアに対し仲裁を申し立てました。国家から独立した投資協定に基づく仲裁廷が、ロシア政府に対しウクライナの企業が被った損害の賠償を命じたことは、今回のロシアによる対抗措置から日本企業の投資を護るために、投資協定が如何に重要かをご理解頂けるかと思えます。

投資協定について

投資協定とは、相手国からの投資を互いに促進するための国と国との取り決めで、相手国の投資家や投資財産を保護することを互いに約するものです。

保護される投資財産の具体的な内容は、個々の投資協定によって異なります。例えば、日露投資協定第1条(1)項では、以下の資産を「投資財産」と定義しています。

「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。

- (a) 動産及び不動産に関する権利
- (b) 株式及びその他の形態の会社の持ち分
- (c) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であって、投資に関連するもの
- (d) 特許、商標、意匠、集積回路の回路配置、営業用の名称、原産地表示又は原産地名及び開示されていない情報を含む知的所有権
- (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

また同協定では、「投資財産」に加えて、「投資財産」から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料についても「収益」として、保護しています（第1条(2)項）。

次に、保護義務の内容ですが、投資受入国は、投資協定の締約国の投資家及び投資財産について、違法な収用を行わない義務、投資家及び投資財産を公正衡平に扱う義務（公正衡平待遇義務）、投資受入国の投資家より不利な取り扱いをしない義務（内国民待遇義務）、第三国の投資家より不利な取り扱いをしない義務（最恵国待遇義務）、資金の移転の自由を確保する義務などが、規定されています。具体的な保護義務の内容は、適用になる投資協定によっても異なるため、個別の協定の条文とその解釈を確認する必要があります。

日露投資協定では、ロシア政府による日本企業の「投資財産」及び「収益」の違法な収用を禁止しており、日本企業のロシア投資に関する資金の移転の自由を保証しています。また、ロシア政府は、日本企業の「投資財産」及び「収益」に関して、公正衡平待遇義務、内国民待遇義務、最恵国待遇義務などの義務を負っています。更にロシア政府が日本企業の行った投資財産について何らかの義務を負った場合には、投資協定上もそれらの義務を履行しなければならない義務（いわゆる義務遵守条項またはアンブレラ条項）を負っています。具体的な事案において、日本企業の投資がどこまで保護されるかを見極めるには、個別事案の事実関係、投資協定その他国際法の解釈等を詳細に分析する必要があります。

投資協定仲裁

更に、投資協定では、投資受入国が締約国の投資家及び投資財産の保護を怠った場合に備えて、被害を被った投資家が、投資受入国に対して直接仲裁を申し立て、原状回復や損害賠償を求める手続を規定しています。これら投資協定に基づく紛争解決の規定は、Investor-State Dispute Settlement 条項、略して、ISDS 条項と呼ばれており、日本が締結している多くの投資協定に規定されています。

このため、投資家は、投資受入国の裁判所ではなく、中立かつ公正な国際仲裁（投資協定仲裁）において、投資受入国と対等な立場で、紛争の解決を図ることができます。このことは、とりわけ、司法機関が政治的な影響を受け易い国や汚職が蔓延している国との紛争解決において、大きなメリットがあります。

日露投資協定にも、ISDS 条項があり、投資家は ICSID 条約又は UNCITRAL 仲裁規則に基づき投資受入国に対し仲裁を申し立てることができるものと規定されています。もっとも、ロシアは現時点で ICSID 条約に正式に加盟していないため、日本企業は、UNCITRAL 仲裁規則または ICSID Additional Facility 規則に基づき、ロシアに対し仲裁を申し立てることになります。

日本企業、日系企業による投資協定仲裁の活用

ロシアによるウクライナ侵攻、ミャンマーでの軍事政権の誕生、資源ナショナリズムの動き、気候変動及び経済

安保に基づく制度変更等、めまぐるしく変わる世界情勢の中で、グローバルに事業を展開する企業にとり、投資協定は、投資受入国で直面する多様な政治的なリスクに対処する有力な手段となります。日本企業も、昨今投資協定仲裁を活用して、投資の保護を実現しています。当事務所では、投資紛争において、投資受入国政府と交渉を行うとともに、現在複数の投資協定仲裁において代理人を務め、実績も上げております。具体的な投資協定の保護の範囲、執るべき手段については、適用になる投資協定、個々の事案、その時点での国際法の解釈によって異なりますので、お気軽に御相談下さい。

今後とも、ウクライナ情勢を巡る最新の情報について、当事務所の Newsletter をご参照下さい。

2022年3月22日

[執筆者]



小原 淳見 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

yoshimi_ohara@noandt.com

国際紛争解決の交渉、訴訟、仲裁、調停及び紛争予防を主に手がける。1996年 Covington & Burling (ワシントン DC) 勤務。JV、M&A、資源、投資、保険、建設、ライセンス、販売代理店等の幅広い分野の仲裁において代理人、仲裁人を務める。とりわけ投資協定仲裁の分野では、複数の ICSID 仲裁において投資家側の代理人を務めるとともに、日本政府により ICSID 仲裁人パネルに指名される。元 ICC 国際仲裁裁判所及びロンドン国際仲裁裁判所の副所長。



塚本 宏達 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05年～07年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



大沼 真 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

makoto_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。国内・クロスボーダーの M&A・企業組織再編・ジョイントベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけて、ドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域における M&A 取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



辻本 麻佑子 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業 (LL.M)。2010年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般に渡るリーガルサービスを提供している。



茨城 雄志 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

yuji_ibaraki@noandt.com

2013年早稲田大学法学部卒業。2017年 University of Michigan Law School 卒業 (LL.M.)。2018年早稲田大学大学院法務研究科修了。2019年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。国際紛争解決の交渉、訴訟、仲裁、調停及び紛争予防を主な取扱分野とする。国際投資協定の分野では、ICSID 仲裁の代理人を務める。



アクセル・クールマン Axel Kuhlmann (長島・大野・常松法律事務所 外国法事務弁護士 外国法パートナー(*))

axel_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有する、長島・大野・常松法律事務所外国法パートナー。2009年 University of Passau にて博士号取得。ドイツ、欧州及び日本市場において、企業法務及び M&A の分野で特に幅広い経験を有する。国内企業やグローバル企業のドイツその他の欧州での企業活動や、欧州企業の日本での企業活動に関する助言を行っている。当事務所入所以前は、ドイツ有数の渉外法律事務所にて執務。当事務所の欧州プラクティスマンメンバー。

(*) 外国法共同事業を営むものではありません。



エンニャー・シュー Annia Hsu (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士)
annia_hsu@noandt.com

2015年 Singapore Management University 卒業 (LL.B., Cum Laude)。2019年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2019年長島・大野・常松法律事務所入所。国際紛争解決の交渉、訴訟、仲裁、調停及び紛争予防を主な取扱分野とする。国際投資協定の分野では、ICSID 仲裁の代理人を務める。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報及び欧州最新法律情報の配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては<newsletter-us@noandt.com>まで、欧州最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては<newsletter-europe@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。